

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 7 年 1 月 1 0 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 1 号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則

大田市立病院使用料及び手数料規則（平成 2 4 年大田市規則第 2 7  
号）の一部を次のように改正する。

別表病衣料（医療保険入院）の項を次のように改める。

病衣料（医療保険入院）	1 日につき 8 5 . 8 円 ただし、非課税取扱時は 7 8 円
-------------	---------------------------------------

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。